

船舶事故調査報告書

平成24年5月10日
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決
 委員 横山 鐵 男（部会長）
 委員 庄 司 邦 昭
 委員 根 本 美 奈

事故種類	衝突
発生日時	平成23年11月27日（日） 13時05分ごろ
発生場所	長崎県長崎市野母 ^の 崎南方沖 長崎市所在の樺島 ^{かば} 灯台から真方位231°5,500m付近 （概位 北緯32°31.2′ 東経129°43.9′）
事故調査の経過	平成23年11月28日、本事故の調査を担当する主管調査官（長崎事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	A 遊漁船 ^{こうりゅう} 光 隆 丸、4.9トン NS3-403852（漁船登録番号）、個人所有 12.66m（Lr）×2.71m×0.89m、FRP ディーゼル機関、漁船法馬力数90、平成9年10月4日 B 遊漁船 ^{りゅうぼう} 竜 宝 丸、4.9トン KM3-52397（漁船登録番号）、個人所有 11.21m（Lr）×3.26m×0.88m、FRP ディーゼル機関、漁船法馬力数70、平成10年10月1日
乗組員等に関する情報	A 船長A 男性 39歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 平成3年4月18日 免許証交付日 平成20年8月8日 （平成25年8月14日まで有効） B 船長B 男性 47歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 平成5年2月18日 免許証交付日 平成19年2月26日 （平成25年2月17日まで有効）
死傷者等	A 負傷 1人（釣り客） B なし
損傷	A 船尾ブルワーク及び操縦場所後部に破損 B 船首部及び船底部に擦過傷
事故の経過	A船は、船長A及び釣り客6人が乗船し、野母崎南方沖において、機関を停止して船首を東方に向け、パラシュートアンカーを投入し、漂泊して釣り中、船長Aが、衝突4分前ごろ船尾方約2,000m付近にA船に接近して来るB船を視認した。 船長Aは、B船が針路を変えずにA船の船尾方から接近するので、衝突1分前ごろ、B船に対し、A船の存在を知らせようとして汽笛を鳴らすととも

	<p>に、船尾甲板にいた釣り客4人が操舵室前の船首甲板へ移動し、釣り客2人が操舵室左舷側の通路に移動した。</p> <p>船長Aは、衝突の危険を感じて機関を始動し、操縦ハンドルを全速力前進としたが、平成23年11月27日13時05分ごろ、A船の船尾部とB船の船首部とが衝突し、操舵室左舷側の通路にいた釣り客1人が衝突の衝撃で落水した。</p> <p>B船は、船長B及び釣り客5人が乗船し、野母埼南西方沖において釣りを終えて12時50分ごろ釣り場を発進して帰途につき、船長Bが操舵室で椅子に腰を掛けて操船に当たり、針路086°（真方位）及び速力約18ノット（kn）で自動操舵により熊本県天草市通詞島にある二江漁港に向けて航行した。</p> <p>船長Bは、発進した時、右舷船首方1海里付近に停船した漁船1隻を視認したが、そのほかには周囲に他船がいなかったことから、船首方に他船はいないものと思い、‘船首が浮上して船首方を見通すことができない死角’（以下「船首死角」という。）が生じていたが、操舵室上部に設けられた開口部から顔を出して見張りを行わず、椅子に腰を掛けた姿勢で見張りを行っていた。</p> <p>船長Bは、考え事をするようになってぼんやりと前方を見ていたので、A船及びA船の汽笛に気付かず東進中、A船と衝突し、B船がA船の操舵室の後方に乗り上げた。</p> <p>A船は、落水した釣り客を揚収したのち、所属事務所に事故の発生を連絡し、同事務所が海上保安部に通報した。</p> <p>両船は、自力航行して長崎市野母漁港に入港し、落水した釣り客は、病院に搬送され、左肩打撲と診断された。</p>								
<p>気象・海象</p>	<p>気象：天気 晴れ、風向 南東、風速 約5m/s、視界 良好</p> <p>海象：波高 約0.5m（所々に白波が発生）</p>								
<p>その他の事項</p>	<p>B船は、約18knで航行中、船首が約40cm浮上して水平線付近に船首死角を生じていたが、船首の浮上を抑制するために装備していた船尾両舷側のフラップを下げていなかった。</p> <p>船長Bは、船首を下げると船首から打ち上げる波しぶきが船尾甲板のビニール製の覆いにかかり、中にいる釣り客に迷惑が掛かると思い、フラップを下げていなかった。</p> <p>B船は、操舵室上部に開口部を設けており、同開口部から顔を出して船首死角を補う見張りを行うことができ、レーダーを装備していたが、船長Bは、本事故当時、レーダーは使用していなかった。</p> <p>B船の釣り客は、4人が船尾甲板の椅子に腰を掛け、1人が操舵室の下の船室で仮眠していた。</p> <p>A船は、船長A及び釣り客が全員救命胴衣を着用していた。</p>								
<p>分析</p>	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="513 1771 815 1816">乗組員等の関与</td> <td data-bbox="815 1771 1458 1816">あり</td> </tr> <tr> <td data-bbox="513 1816 815 1861">船体・機関等の関与</td> <td data-bbox="815 1816 1458 1861">あり</td> </tr> <tr> <td data-bbox="513 1861 815 1906">気象・海象の関与</td> <td data-bbox="815 1861 1458 1906">なし</td> </tr> <tr> <td data-bbox="513 1906 815 2065">判明した事項の解析</td> <td data-bbox="815 1906 1458 2065">A船は、野母埼南方沖において漂泊して釣り中、船長Aが、船尾方から接近するB船を視認したので、B船に対し、汽笛を鳴らして注意を喚起したものの、B船と衝突したものと考えられる。</td> </tr> </table>	乗組員等の関与	あり	船体・機関等の関与	あり	気象・海象の関与	なし	判明した事項の解析	A船は、野母埼南方沖において漂泊して釣り中、船長Aが、船尾方から接近するB船を視認したので、B船に対し、汽笛を鳴らして注意を喚起したものの、B船と衝突したものと考えられる。
乗組員等の関与	あり								
船体・機関等の関与	あり								
気象・海象の関与	なし								
判明した事項の解析	A船は、野母埼南方沖において漂泊して釣り中、船長Aが、船尾方から接近するB船を視認したので、B船に対し、汽笛を鳴らして注意を喚起したものの、B船と衝突したものと考えられる。								

	<p>B船は、野母埼南方沖を東進中、船長Bが、船首方に他船はいないものと思い込み、考え事をしていたので、操舵室上部の開口部から顔を出し、船首死角を補う適切な見張りを行っていなかったことから、前路で漂泊中のA船に気付かず、A船と衝突したものと考えられる。</p> <p>船長Bは、船尾両舷側にある船首の浮上を抑制するためのフラップを下げた船首の浮上を抑制すれば、船首から打ち上げる波しぶきがかかるので、フラップを下げていなかったことから、船首が約40cm 浮上して船首死角を生じていたものと考えられる。</p>
原因	<p>本事故は、野母埼南方沖において、A船が漂泊して釣り中、B船が東進中、船長Bが、船首死角を補う適切な見張りを行っていなかったため、A船に気付かず、両船が衝突したことにより発生したものと考えられる。</p>
参考	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 船首の浮上を抑制するためのフラップを装備している船舶は、フラップを活用して船首死角を減少させること。 ・ 船首死角を生じている場合は、操舵室上部に設けられた開口部から顔を出して船首死角を補う見張りを行うこと。